

# 第2次

# 臼杵市行財政活性化大綱

平成27年3月（令和3年3月改定）

## 1. 眞杵市のこれまでの行財政活性化の取組

平成17年1月、旧臼杵市と旧野津町の合併による新臼杵市の誕生を契機に、「今後の市のあるべき姿を見定め、力強い自治体になり市民に満足と感動をお届けすることのできる市役所」を目指し、平成18年3月に「臼杵市行財政活性化大綱」を策定しました。

「臼杵市行財政活性化大綱」の期間終了に当たり、限られた財源を基に、市民のニーズに応え質の高いサービスを提供していくために、更なる行財政活性化の取り組みとして、「第2次臼杵市行財政活性化大綱」を平成27年3月に策定し、推進してきました。

### ☆ 臼杵市行財政活性化大綱

期間：平成17年度～平成26年度

基本方針； I.市民のお役に立つ「感動お届け市役所」の実現

II.効率的・効果的な行財政運営を行う「持続可能な市役所」の実現

III.市民との協働によるまちづくりを行う「響動市役所」の実現

○ 臼杵市行財政活性化実行プラン（平成17年度～平成21年度）

取組事項 107項目実現（目標118項目・実施率90.7%）

効果額 1,838,359千円（目標1,685,462千円・達成率109.1%）

○ 第2次臼杵市行財政活性化実行プラン（平成22年度～平成26年度）

取組事項 70項目実現（目標89項目・実施率78.6%）

効果額 1,598,934千円（目標1,532,771千円・達成率104.3%）

### ☆ 第2次臼杵市行財政活性化大綱

期間：平成27年度～平成31年度

基本方針； I.市民のお役に立つ頼もしい市役所づくり

II.持続可能な市役所経営

III.市民とともに歩む市役所（自助、共助を高め、公助で支える市役所）

○ 第2次臼杵市行財政活性化大綱 実行プラン

取組事項 20項目実施（目標20項目・実施率100%）

効果額 2,452,448千円（目標1,561,800千円・達成率157%）

## 2. さらなる行財政活性化の必要性

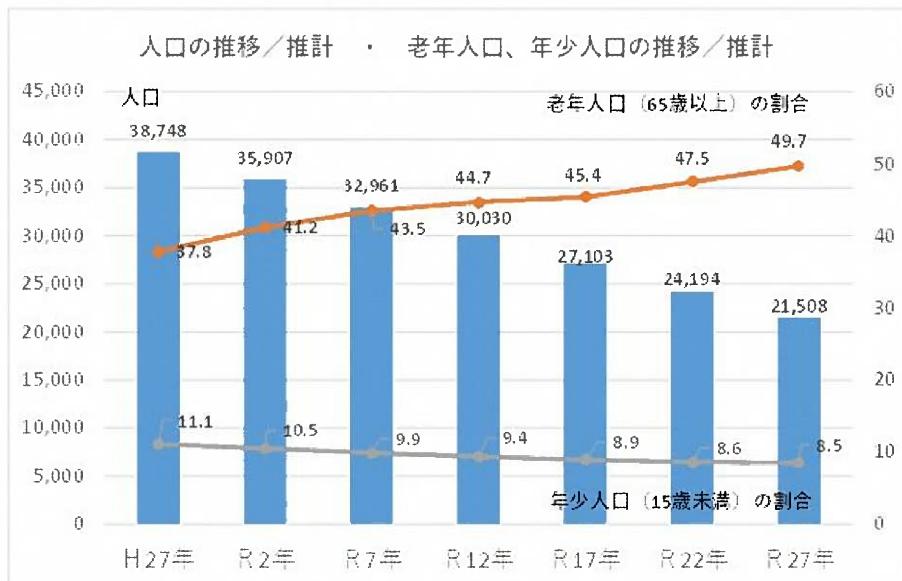
「第2次臼杵市行財政活性化大綱」の期間終了に当たり、臼杵市の取り巻く情勢を確認すると、人口減少及び人口構造の少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、市税や普通交付税を中心とした一般財源の減少が見込まれ、財源確保の対策が必要となります。また、「臼杵市公共施設等総合管理計画」によると公共建築物の改修・更新費用として、直近5カ年間に約5.4億円必要と予測されています。さらに、生産年齢人口の減少に伴う地域コミュニティの機能低下や市民ニーズの多様化・複雑化による行政ニーズの高まりが予想される中で、新型コロナウイルス感染症への対応等、新たな財政支出の可能性を視野に入れた財政運営の必要もあります。

これまでの財政状況としては、行財政改革に伴う効果や普通交付税の算定特例（合併算定替）等により収支の均衡を保ち、基金を積み増ししてきました。今後も限られた財源を基に、事業の取捨選択を予算に反映させながら、市債残高（実質借金）の減少を図り、更なる継続した行財政活性化の取り組みが必要となります。

一方、令和2年度より、本市における市役所のあり方や現状と課題に対する抜本的な解決方法の検討を行い、職員育成・職場内の情報共有等を実現するため、全庁的なプロジェクトとして横断的な体制にて、「100年市役所検討委員会～市役所このままで委員会～」を立ち上げ、業務のあり方を含めた全庁的な見直しを行うこととしました。

そのため、新たな行財政活性化大綱の策定は行わず、これまでの取り組みの達成度合いや進捗状況等を踏まえ、「第2次臼杵市行財政活性化大綱」の内容を見直した上で、令和6年度末まで期間を延長し、改定することとしました。改定に伴い、その計画期間に取り組む具体的な項目を設定するため、「第2次臼杵市行財政活性化大綱 後期実行プラン」（令和2年度～令和6年度）を新たに策定します。

今後の行財政改革については、これまでの取り組みを継続しながら、「100年市役所検討委員会」での検討結果を取り入れ、新たな方針を策定し、推進していくこととしています。



### 3. 第2次臼杵市総合計画（後期基本計画）との関連

臼杵市の最上位計画である第2次臼杵市総合計画（平成27年度～令和6年度）では、10年後の臼杵市のあるべき姿を『日本の心が息づくまち臼杵～「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ～』としており、その実現を目指すために7つの目標を示しています。

#### 7つのまちづくりの目標（めざすまちの姿）

- I. 生活の土台を築き、笑顔あふれる市民が暮らすまち（健康福祉）
- II. 地域の輪で心がかよい、市民が集うまち（地域の絆）
- III. 自助・共助の精神を持った市民が暮らす、災害につよいまち（防災）
- IV. 魅力ある資源を市民が創り活かし、人が集まりにぎわうまち（産業、観光）
- V. 磨き輝き続ける市民がつながり、地域力が育つまち（学び）
- VI. 社会基盤が整い、行動力ある市民が暮らすまち（社会基盤）
- VII. 豊かな自然環境で市民が潤い、活力あふれるまち（生活環境）

市役所をこの7つの目標を支えるものとして、『Ⅷ.臼杵らしい自立したまちを協働でつくる』ための「市政運営を支える基盤」と位置付けています。基盤の強化を図り、持続可能な市役所であり続けるため、継続した行財政の活性化が必要となります。第2次総合計画の前期5年間の取り組みを定めた前期基本計画が令和元年度に終了し、これまでの取り組みの達成・進捗状況を評価・検証するとともに、後期5年間における取り組みを再整理し、後期基本計画を策定しているため、その点を踏まえ、今回の大綱の改定を行っています。

## 4. 第2次行財政活性化大綱の改定における基本方針

第2次行財政活性化大綱実行プランの期間が令和元年度に終了したことを受け、これまでの取り組みを振り返りながら、加速するデジタル化や新型コロナウイルスに端を発する新たな生活様式の導入等、大きな社会情勢の変化の中、財政の健全性を維持しながら、強固な行財政基盤をつくる必要があります。

また、今後の行財政の活性化は、コスト削減を重視した取り組みばかりではなく、市民が真に生活の豊かさを実感でき、充実した未来に向けた展望を持ち続けられる地域社会を築いていくため、行政はもちろん、市民、地域・民間団体等が、相互の役割分担のもと、協働・連携してまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このような内容を踏まえ、限られた資源（人、金）を有効に活用した行政サービスを実施し、新たな活性化の手段も取り入れながら、市民に頼りにされる市役所づくりを目指します。

本大綱の改定に当たっては、3つの基本方針を継続しながら、推進する項目を適宜見直し取り組みを進めていきます。

### 【基本方針】

#### I 市民のお役に立つ頼もしい市役所の実現

「市政運営を支える基盤」である市役所は、市民に安心感を与える機関でなくてはなりません。高い公僕意識を持ち、法を遵守し、公平、公正なサービスを市民にお届けすることのできる頼もしい市役所を目指します。

#### II 持続可能な市役所経営

市民に信頼される市役所を持続するため、ふるさと納税の促進や市有財産の貸付、売却等による収入を確保し、公共施設の管理費等削減等による歳出削減を図りながら、適正な職員の定員管理等による財源の確保を行います。

#### III 市民と共に歩む市役所（自助、共助を高め、公助で支える市役所）

市役所がすべきこと「公助」と地域でできること「共助」、市民一人ひとりが行うこと「自助」の役割を明確にしながら、自助と共助を高め、それを市役所が支える仕組みづくりを行うことで、持続可能な地域づくりを推進し、活力あふれる臼杵市を目指します。活動の充実を図り、地域内の交流や支え合いを促進するよう支援します。

## 5. 基本方針を推進する具体的な事項

### I 市民のお役に立つ頼もしい市役所づくり

#### (ア) 市民サービスの向上

市民に信頼され、満足いただけるようなサービスを提供でき、全体の奉仕者として公僕意識を持つ職員の育成のため、職員研修を充実させ、職員の質の向上を図ります。また、迅速で的確な市民サービスが提供できるよう、日々の業務改善を推進します。あわせて、デジタル化等による業務の効率化を図ることで、市民サービスの向上を図れるよう努めます。

#### (イ) デジタル化の推進による市民サービスの向上

マイナンバーカードを市民サービス向上及び行政効率化に資するデジタル時代のインフラとして捉え、マイナンバーカードの取得を推進します。あわせて、証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）のコンビニエンスストア交付や窓口手続きの電子化の導入により、マイナンバーカードの利活用を推進します。

公共料金・観光施設の使用料金のキャッシュレス化の導入やうすき石仏ねっとの活用にあわせて、あらゆる行政サービスのデジタル化の推進に努めます。

さらに、DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、また、研究することにより、社会全体のデジタル化の進展が、市民生活の利便性向上に寄与できるよう努めます。デジタル化の推進にあたっては、デジタルに苦手意識がある方々にも、利便性を感じていただけるよう努めます。

### II 持続可能な市役所経営

#### (ア) 収入の確保

持続可能な市役所を実現するためには、安定した収入の確保が重要です。ふるさと納税制度の利用促進、基金等の安全で効率的な運用、ホームページでの広告収入、ほっとさん等知的財産の利活用、市有財産の売却・貸付の推進等、これまでの取り組みを継続し、また、収入の根幹である市税の徴収率の向上を図ることにより、安定的な財源の確保を図ります。

#### (イ) 歳出の削減

公共施設管理経費等の削減や各職場における身近な業務改善の見直しを断続的に行うこと等により、これまで以上に歳出削減に取り組みます。

#### (ウ) 組織機構の効率化と定員管理

人口減少や少子高齢化の進展に伴う市民サービスの変化や国、県からの権限移譲等による業務の変容を的確にとらえ、組織縦割り行政の弊害を解消するような、効率的な組織運営を行うと共に、業務内容に応じた適正な人員配置の実現や再任用制度を活用することにより、適正な職員の定員管理を行い、総人件費の抑制を図ります。

#### (エ) 業務のデジタル化の推進

※新規

業務のA I・R P A等の導入による効率化や府内文書のペーパーレス化を推進し、TV会議等による会議の省力化等、業務のデジタル化を図ります。業務のデジタル化にあわせて、これまでの業務、会議、保存文書を含めた府内文書のあり方自体を見直し、適正化を図ることでより省力化を推進します。

#### (オ) 働き方改革の推進

※新規

テレワーク・モバイルワークを推進することにより、勤務場所に関わりなく、切れ目のない業務の対応が可能な柔軟な働き方の実現を図ります。また、育児・介護等と仕事の両立や働きやすい環境づくりのため、超過勤務の縮減、有給休暇等の取得を促進することにより、ワークライフバランスを推進します。

### III 市民とともに歩む市役所（自助、共助を高め、公助で支える市役所）

#### (ア) 持続可能な地域づくりの推進

※変更

市民一人ひとりが自助の精神を持ちながら、自分の住む地域のことについて、自分事として関わり、助け合い、支え合う地域づくりを推進します。地域振興協議会の活動が充実するよう基盤づくりを支援しながら、地域内で支え合い、相談し合えるような地域づくりの実現のため、地域内交流促進し、持続可能な地域づくりを推進します。

#### (イ) 協働まちづくりの推進

市役所と地域・市民が協働して、地域づくりを行えるよう、市報、ホームページ、ケーブルテレビ等により市政情報や地域の情報の提供を迅速かつ適切に行います。また、行財政活性化推進委員会の意見や市民アンケートの結果等を市政運営に反映させ、市民の声が市政運営に参画しやすい環境をつくります。

#### (ウ) 災害等に対応できるまちづくり

※新規

大規模災害や新型コロナウイルス感染症等、市民や市役所を含め、市全体で対応できるまちづくりを行うため、大規模災害等に対する備えを充実させ、また、自主防災組織の活性化を図ります。

## 6. 改定後の大綱の期間及び目標値、進行管理

### ① 大綱及び実行プランの期間

第2次臼杵市行財政活性化大綱の期間を5年間（令和2年度～令和6年度）に延長し、大綱の基本方針を具体的に推進するための現行の実行プランを見直し、新たに後期実行プランを策定、これに沿った改革を実施します。実行プランは毎年見直し、追加作業を行います。

### ② PDCAサイクルによる進行管理

実行プランの進行管理はPDCAサイクルに基づき行なっていきます。

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）を行い、次のプランに反映させます。

プランを実行し、市議会や行財政活性化推進委員会で評価をいただき、改善を行ないます。このサイクルを継続し、今後も継続して行財政活性化に取り組んでいきます。

